

理事会会議資料

(令和6年度 第6回)

令和7年3月25日(火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和6年度 第6回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和7年3月25日(火)

午前10時00分から

場 所：神栖市保健・福祉会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

協議事項 第6次地域福祉活動計画（最終案）について
（第6次地域福祉活動計画策定委員会）

議案第1号 任期満了に伴う評議員選任・解任委員会委員の選任について

議案第2号 定款の一部変更（案）について

議案第3号 役員選任規程の一部改正（案）について

議案第4号 評議員選任規程の一部改正（案）について

議案第5号 事務局規程の一部改正（案）について

議案第6号 給与等に関する規程の一部改正（案）について

議案第7号 常勤職員就業規則の一部改正（案）について

議案第8号 令和6年度第3回評議員会の招集について

議案第9号 補欠評議員候補者の推薦について

5. 閉 会

協議事項 第6次地域福祉活動計画（最終案）について

<提案理由>

前回の理事会（令和7年1月16日開催）において、ご審議をいただきました「第6次地域福祉活動計画（案）」につきまして、委員の皆様のご意見をふまえ、別添のとおり「最終案」としてまとめましたので、内容の検討・協議をお願いいたします。

（本案件につきましては、地域福祉活動計画策定委員会の協議事項として提案するものです。）

令和 7年 3 月 2 5 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第1号 任期満了に伴う評議員選任・解任委員会委員の選任について

<提案理由>

現委員の任期（4年間）が、令和7年3月28日をもって満了となりますので、定款第9条第3項に基づき、理事会において新たに委員を選出するものです。

ご審議の上、決議願います。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

評議員選任・解任委員（案）

No.	委員の構成	現在の委員	新委員（案）	所属・役職等
1	監事	岡野 一男	岡野 一男	本会監事
2	〃	森本 政一	森本 政一	本会監事
3	外部委員	今郡 利夫	今郡 利夫	本会役員経験者
4	〃	高安 俊昭	高安 俊昭	本会役員経験者
5	事務局職員	橋田 勝	橋田 勝	本会事務局長

※任期：令和7年3月29日～令和11年3月28日

議案第2号

定款の一部変更（案）について

<提案理由>

本会の役員等の定数については、平成29年4月以降、変更せずに運営を継続してまいりましたが、当時から比べ本会の事業規模は縮小しており、また、予算や人口規模に対する理事、評議員の定数を、茨城県内各市町村社協と比べると多い状況となっています。（別紙）

このことから、本会の理事及び評議員の定数について、現在及び将来の事業範囲、財政規模に合わせた、適正な人数に再編するため、本会定款第6条（評議員の定数）及び第18条（役員の数）の一部変更を行うものです。

定款変更内容（案）は次項に記載のとおりです。なお定款の変更は定款第46条の規定にもとづき評議員会の決議事項となりますので、本案について、審議の上、決議願います。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

定款変更案（※赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>（評議員の定数） 第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。</p> <p>（役員の数） 第18条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 15名以上18名以内 （2）監事 2名</p>	<p>（評議員の定数） 第6条 この法人に評議員16名以上33名以内を置く。</p> <p>（役員の数） 第18条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 9名以上15名以内 （2）監事 2名</p> <p>附則（令和7年3月 一部改訂 改訂第145号） 1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、令和7年度定時評議員会終結時より適用する。</p>

議案第3号

役員選任規程の一部改正（案）について

<提案理由>

定款第18条（役員の数）の変更にあわせ、本会理事の具体的選出区分について、現在の事業範囲、財政規模に合わせ、少人数による構成で執行部としての意思決定を迅速に行える体制とできるよう、役員構成を再編するために、第2条関係別表の改正を行うものです。

併せて、改正規程にもとづく令和7年6月の任期満了に伴う改選後の役員候補者選任案を作成いたしました。

改正案及び候補者選任案は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

役員選任規程改正案（※取消線・削除、赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）																
<p>別表（役員選任規程第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="172 383 770 1527"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 383 770 427">選出区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 427 770 707"> <p>1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 707 770 819"> <p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 819 770 887"> <p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 887 770 1294"> <p>4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1294 770 1361"> <p>5. 議会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1361 770 1429"> <p>6. 行政関係者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1429 770 1527"> <p>合計（15～18名）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	選出区分	<p>1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等</p>	<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>	<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>	<p>4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>	<p>5. 議会</p>	<p>6. 行政関係者</p>	<p>合計（15～18名）</p>	<p>別表（役員選任規程第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="820 383 1418 1527"> <thead> <tr> <th data-bbox="820 383 1418 427">選出区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="820 427 1418 707"> <p>1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 707 1418 819"> <p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 819 1418 887"> <p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 887 1418 1294"> <p>4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1294 1418 1361"> <p>5. 議会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1361 1418 1429"> <p>6. 行政関係者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1429 1418 1527"> <p>合計（9～15名）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p>4 この規程は、令和7年度定時評議員会終結時から施行する。（改訂第146号）</p>	選出区分	<p>1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等</p>	<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>	<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>	<p>4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>	<p>5. 議会</p>	<p>6. 行政関係者</p>	<p>合計（9～15名）</p>
選出区分																	
<p>1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等</p>																	
<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>																	
<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>																	
<p>4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>																	
<p>5. 議会</p>																	
<p>6. 行政関係者</p>																	
<p>合計（15～18名）</p>																	
選出区分																	
<p>1. 社会福祉事業を経営する団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が経営する社会福祉施設の施設長 等</p>																	
<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>																	
<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>																	
<p>4. 地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>																	
<p>5. 議会</p>																	
<p>6. 行政関係者</p>																	
<p>合計（9～15名）</p>																	

議案第4号

評議員選任規程の一部改正（案）について

<提案理由>

定款第6条（評議員の定数）の変更にあわせ、本会評議員の具体的選出区分について、現在の事業範囲、財政規模に合わせ、定数を少なくする一方で関連団体の枠を増やし、議決機関としての機能を維持できるよう、第2条関係別表の改正を行うものです。

併せて、改正規程にもとづく令和7年6月の任期満了に伴う改選後の評議員候補者選任案を作成いたしました。

改正案及び候補者選任案は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

評議員選任規程改正案（赤字・追加または修正）

改正前の条文		改正後の条文（案）	
別表（評議員選任規程第2条関係）		別表（評議員選任規程第2条関係）	
区 分	人 数	区 分	人 数
1. 地域社会に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）	21～26	1. 地域社会に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）	10～18
2. 学識経験者		2. 学識経験者	
3. 社会福祉に関係のある団体の 代表者 （内訳） 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動関係者 ボランティア関係者 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 遺族会 母子寡婦福祉会 等	5～12	3. 社会福祉に関係のある団体の 代表者 （内訳） 社会福祉事業実施法人 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動関係者 ボランティア関係者 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 遺族会 母子寡婦福祉会 等	5～13
4. 行政関係者	1～2	4. 行政関係者	1～2
合 計	27～40	合 計	16～33
		<p>附則</p> <p>5 この規程は、令和7年度定時評議員会終結時から施行する。（改訂第147号）</p>	

議案第5号

事務局規程の一部改正（案）について

<提案理由>

第1条第1項に規定する事務局職員（正職員）の種類について、本会が将来に渡り福祉の専門機関として各種事業を継続する基盤となる事務局体制の強化と、人事評価制度にもとづく所属職員の適正な人事配置を行う観点から、再編を図るものです。

具体的には、事務局職員の年齢構成及び経験年数、分掌事務の現状をふまえ、神栖市職員に準じ「参事」「副参事」「主幹」を明文化するとともに、社会福祉士及び精神保健福祉士資格を取得後、一定年数以上の業務経験を重ね、高い専門技術を持つ職員を「企画員（※）」または「福祉専門幹（※）」として配置することができるように追加するもので、改正案は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

※企画員とは、4級在職5年以上、もしくは派遣期間7年を経過しなお派遣業務に従事する者で、社会福祉士及び精神保健福祉士資格と経験を活かしたソーシャルワーク活動によって相談援助を進めるために配置された職員をいいます。

※福祉専門幹とは、役職定年又は再任用となった者で、「専門的能力、知識、技術の組織的な継承」や「社会福祉分野における事業等の意思決定に関わる助言、提案」を職能として配置された事務局長経験10年以上の職員をいいます。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

事務局規程改正案（※取消線・削除、赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>（事務局職員）</p> <p>第1条 定款第34条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。</p> <p>（1）事務局長 1名</p> <p>（2）事務局次長 必要に応じて若干名</p> <p>（3）支所長及びセンター長 必要に応じて若干名</p> <p>（4）主査 必要に応じて若干名</p> <p>（5）係長 必要に応じて若干名</p> <p>（6）福祉活動専門員及び専任職員 若干名</p> <p>2 必要があるときは、常勤・非常勤職員を置くことができる。</p>	<p>（事務局職員）</p> <p>第1条 定款第34条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。</p> <p>（1）事務局長 1名</p> <p>（2）参事 必要に応じて若干名</p> <p>（3）副参事 必要に応じて若干名</p> <p>（4）事務局次長 必要に応じて若干名</p> <p>（5）支所長及びセンター長 必要に応じて若干名</p> <p>（6）企画員 必要に応じて若干名</p> <p>（7）福祉専門幹 必要に応じて若干名</p> <p>（8）主査 必要に応じて若干名</p> <p>（9）係長 必要に応じて若干名</p> <p>（10）主幹 必要に応じて若干名</p> <p>（11）福祉活動専門員及び専任職員 若干名</p> <p>2 必要があるときは、常勤・非常勤職員を置くことができる。</p>
<p>（職務）</p> <p>第2条 事務局長は、会長の命を受けて事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代行する。</p> <p>3 支所長及びセンター長は、事務局長の命を受けて支所もしくはセンターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 主査及び係長は、次長及び支所長並びにセンター長の命を受けて分担の事務に従事する。</p> <p>5 福祉活動専門員、専任職員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務に従事する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 事務局長は、会長の命を受けて事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 参事は、事務局長を補佐し、事務局の重要な事務に従事する。</p> <p>3 副参事は、事務を調整し、企画及び立案に参画するとともに事務局長を補佐する。</p> <p>4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代行する。</p> <p>5 支所長及びセンター長は、事務局長の命を受けて支所もしくはセンターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 企画員及び福祉専門幹は、高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な事務に従事する。</p> <p>7 主査及び係長、主幹は、次長及び支所長並びにセンター長の命を受けて分担の事務に従事する。</p> <p>8 福祉活動専門員、専任職員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務に従事する。</p> <p>附則</p> <p>11 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 （改訂第148号）</p>

議案第6号

給与等に関する規程の一部改正（案）について

<提案理由>

改正事務局規程に追加された「企画員」「福祉専門幹」にかかる管理職手当（第2条関係別表）、職務の級による業務分類（第8条関係別表）を規定するため、各表の一部を改正し、事務局規程との整合を図るものです。

改正案は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

給与等に関する規程改正案（※赤字・追加または修正）

改正前の条文			改正後の条文（案）		
第2条関係別表（管理職手当額表）			第2条関係別表（管理職手当額表）		
任命権者	支給対象者	支給額	任命権者	支給対象者	支給額
会 長	特に困難な業務を分掌する事務局長	65,000 円	会 長	特に困難な業務を分掌する事務局長	65,000 円
	事務局長	60,000 円		困難な業務を分掌する事務局長	60,000 円
	参事	55,000 円		参事	55,000 円
	事務局次長	51,000 円		事務局長	51,000 円
	副参事	41,000 円		副参事	41,000 円
	支所長・センター長	37,000 円		事務局次長・支所長・センター長・企画員・福祉専門幹	37,000 円
第8条関係別表（職務の級による業務分類表）			第8条関係別表（職務の級による業務分類表）		
級	職務の分類		級	職務の分類	
1 級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務		1 級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務	
2 級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務		2 級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務	
3 級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務		3 級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務	
4 級	1 事務局次長の職務 2 支所長の職務 3 センター長の職務 4 主査の職務		4 級	1 事務局次長の職務 2 支所長の職務 3 センター長の職務 4 企画員の職務 5 福祉専門幹の職務 6 主査の職務	
5 級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 困難な業務を分掌する支所長及びセンター長の職務 4 副参事の職務		5 級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 困難な業務を分掌する支所長及びセンター長の職務 4 副参事の職務	
6 級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務 2 特に困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 参事の職務		6 級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務 2 特に困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 参事の職務	
7 級	1 特に困難な業務を分掌する事務局長の職務		7 級	1 特に困難な業務を分掌する事務局長の職務	
			附則		
			14 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 (改訂第149号)		

議案第7号

常勤職員就業規則の一部改正（案）について

<提案理由>

本会常勤職員（月給制の非正規雇用職員）の賃金について、地方公務員の給与体系改訂及び神栖市会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償に関する条例に準じ、格付する号給の読み替えを行うものです。

併せて、常勤職員の年次有給休暇の繰越と取得単位について改正を行います。

改正案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

なお、現在本会が労働契約を締結している常勤職員は6名（事業補助・相談員）で、令和7年度労働契約は改正後の規則により締結を行う予定です。

令和7年3月25日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年3月25日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第6回 理事会

常勤職員就業規則改正案（※赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）																																																
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 15 条 職員の年次有給休暇は、労働基準法の範囲内で付与する。</p> <p>2 付与日数は、別表 1 の通りとする。</p> <p>3 付与された年次有給休暇は、<u>20 日を限度として翌年度に繰り越すことができる。</u></p> <p>4 年次有給休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>別表 2（第 24 条関係）</p> <p>常勤職員の賃金</p> <p>・神栖市職員の給与に関する条例別表行政職給与表に定める級及び号級の給料月額をいう。</p> <table border="1" data-bbox="193 936 762 1267"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>賃金(月額)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経験なし</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 1 7 号</td> </tr> <tr> <td>2 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 1 7 号</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 4 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 2 1 号</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 6 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 2 5 号</td> </tr> <tr> <td>6 年以上 8 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 2 9 号</td> </tr> <tr> <td>8 年以上 10 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 3 3 号</td> </tr> <tr> <td>10 年以上</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 3 7 号</td> </tr> </tbody> </table>	経験年数	賃金(月額)	備考	経験なし	行政職給料表	1 級 1 7 号	2 年未満	行政職給料表	1 級 1 7 号	2 年以上 4 年未満	行政職給料表	1 級 2 1 号	4 年以上 6 年未満	行政職給料表	1 級 2 5 号	6 年以上 8 年未満	行政職給料表	1 級 2 9 号	8 年以上 10 年未満	行政職給料表	1 級 3 3 号	10 年以上	行政職給料表	1 級 3 7 号	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 15 条 職員の年次有給休暇は、労働基準法の範囲内で付与する。</p> <p>2 付与日数は、別表 1 の通りとする。</p> <p>3 付与された年次有給休暇は、付与日から 2 年以内 に限り繰り越すことができる。</p> <p>4 年次有給休暇は、1 時間単位で取得することができる。</p> <p>別表 2（第 24 条関係）</p> <p>常勤職員の賃金</p> <p>・神栖市職員の給与に関する条例別表行政職給与表に定める級及び号級の給料月額をいう。</p> <table border="1" data-bbox="834 936 1404 1267"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>賃金(月額)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経験なし</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 9 号</td> </tr> <tr> <td>2 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 9 号</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 4 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 1 3 号</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 6 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 1 7 号</td> </tr> <tr> <td>6 年以上 8 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 2 1 号</td> </tr> <tr> <td>8 年以上 10 年未満</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 2 5 号</td> </tr> <tr> <td>10 年以上</td> <td>行政職給料表</td> <td>1 級 2 9 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p>11 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 (改訂則第 42 号)</p>	経験年数	賃金(月額)	備考	経験なし	行政職給料表	1 級 9 号	2 年未満	行政職給料表	1 級 9 号	2 年以上 4 年未満	行政職給料表	1 級 1 3 号	4 年以上 6 年未満	行政職給料表	1 級 1 7 号	6 年以上 8 年未満	行政職給料表	1 級 2 1 号	8 年以上 10 年未満	行政職給料表	1 級 2 5 号	10 年以上	行政職給料表	1 級 2 9 号
経験年数	賃金(月額)	備考																																															
経験なし	行政職給料表	1 級 1 7 号																																															
2 年未満	行政職給料表	1 級 1 7 号																																															
2 年以上 4 年未満	行政職給料表	1 級 2 1 号																																															
4 年以上 6 年未満	行政職給料表	1 級 2 5 号																																															
6 年以上 8 年未満	行政職給料表	1 級 2 9 号																																															
8 年以上 10 年未満	行政職給料表	1 級 3 3 号																																															
10 年以上	行政職給料表	1 級 3 7 号																																															
経験年数	賃金(月額)	備考																																															
経験なし	行政職給料表	1 級 9 号																																															
2 年未満	行政職給料表	1 級 9 号																																															
2 年以上 4 年未満	行政職給料表	1 級 1 3 号																																															
4 年以上 6 年未満	行政職給料表	1 級 1 7 号																																															
6 年以上 8 年未満	行政職給料表	1 級 2 1 号																																															
8 年以上 10 年未満	行政職給料表	1 級 2 5 号																																															
10 年以上	行政職給料表	1 級 2 9 号																																															

議案第 8 号

令和 6 年度第 3 回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第 14 条の規定に基づき、令和 6 年度第 3 回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上、決議願います。

本件については、第 5 回理事会（令和 7 年 1 月 16 日開催）で決議いただいておりますが、開催日時及び議事案件が確定しましたので改めてお諮りするものです。

審議の上、決議願います。

令和 6 年度第 3 回評議員会

開催日時 令和 7 年 3 月 28 日（木）午前 10 時 00 分から

開催場所 神栖市保健・福社会館 2 階 研修室

議事案件 報告第 1 号 第 6 次地域福祉活動計画について
報告第 2 号 評議員選任規程の一部改正について

議案第 1 号 定款の一部変更について（案）

議案第 2 号 役員選任規程の一部改正（案）について

議案第 3 号 令和 6 年度社会福祉事業区分 補正予算（案）について

議案第 4 号 令和 7 年度神栖市社会福祉協議会事業計画（案）について

議案第 5 号 令和 7 年度社会福祉事業区分 収支予算（案）について

議案第 6 号 令和 7 年度公益事業区分 収支予算（案）について

招集予定 評議員 31 名

令和 7 年 3 月 25 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 7 年 3 月 25 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 6 年度 第 6 回 理事会

議案第 9 号

補欠評議員候補者の推薦について

<提案理由>

本会の評議員は、現在 31 名に就任をいただいておりますが、選出母体の役職交替等により令和 7 年 3 月 31 日付で退任される評議員の後任者について、評議員選任規程第 2 条の規定に基づき、候補者を推薦するものです。

候補者推薦案と併せ、評議員の選任を行う「評議員選任委員会」の招集について、審議の上決議願います。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 7 年 3 月 25 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 6 年度 第 6 回 理事会

評議員選任案

役職名	前任者氏名	後任評議員推薦案	
		氏名	選出区分（所属・役職等）
評議員	高安 裕子	遠藤 隆行	行政関係者 （神栖市福祉部 障がい福祉課長）

※ 任期：令和7年4月1日から令和7年度定時評議員会終結時まで

評議員選任委員会の招集（案）

実施方法 書面審議（今回は評議員1名のみの選任であるため会議を招集せず、委員全員から書面で意見を求めます）

<資料> 本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和4年4月 改定） >

（評議員の定数）

第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

（評議員の任期）

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

（評議員会の構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（4）予算及び事業計画の承認

（7）定款の変更

（12）その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（評議員会の議長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（評議員会の決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）その他法令で定められた事項

（評議員会の議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

（役員の数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 15名以上18名以内

（2）監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事務局及び職員)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神栖市長の認可を受けなければならない。

< 役員選任規程 (平成29年4月 一部改訂) >

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第21条に規定する役員の選任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事)

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

(退任)

第4条 前2条の規定により、公職又は施設、団体等からの選出で役員となった者が、任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは、役員の職を退任するものとする。ただし、定款第18条に定める定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じた場合は、第2条又は第3条に規定するところにより選任する。

< 評議員選任規程 (令和3年6月 一部改訂) >

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第2条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより行う。

(評議員選任・解任委員会の設置)

第3条 評議員の選任及び解任を行うための機関として、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(評議員の退任)

第6条 公職又は施設の代表者、団体の長等でその地位により評議員となったものが、任期中その地位を辞任したときは、評議員の職を退任するものとする。ただし、定款第6条に定める評議員定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項の規定に基づく退任は、委員会の決議を要しない。

< 経理規程 (令和2年10月改訂) >

(予算の基準)

第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(予備費の計上)

第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(補正予算)

第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

